

DRUG



INFORMATION

2010 No. 29

平成22年11月4日発行

院内承認がん化学療法レジメンよりオーダー入力された抗がん剤の
薬剤師による用量変更について

岐阜大学医学部附属病院・薬剤部
医薬品情報管理室
(内線7083)

※ Drug Information は医学部・附属病院 HP の下記アドレスにて提供しています。
<http://www1.med.gifu-u.ac.jp/web/drug-info/>

電子メールによる連絡を希望される方は下記までご連絡下さい。
di8931@gifu-u.ac.jp (担当：安田)

院内承認がん化学療法レジメンよりオーダー入力された抗がん剤の 薬剤師による用量変更について

抗がん剤の処方鑑査において見つかった用法・用量の問題点については、従来、薬剤部から医師へ疑義照会を行い、処方修正を依頼しておりました。しかし、この方法では、一度オーダした処方内容を医師が再度修正する必要があり、医師の業務が増加すること、また医師と連絡が取れない場合には、処方修正ができないため患者への治療が遅れるなど診療に大きな影響を及ぼすこともありました。

この度、専門知識を有する薬剤師が既に決められた抗がん剤レジメンに基づいて用量の修正を実施することが、情報セキュリティ委員会ならびに科長会議にて承認が得られました。ただし、この行為の範囲は、院内で承認されたがん化学療法レジメンを電子カルテの登録レジメンより注射薬処方オーダーした場合に、薬剤師が投与量の微調整(5%以内)や複数規格ある抗がん剤の規格の選択もしくは変更限定しております。また、薬剤師が用量や規格を変更する際には、処方医に連絡するとともに変更内容をカルテに入力することとします。処方医不在の場合には、担当診療科の医師に連絡することとします(詳細については別紙に記載)。

【抗がん剤の用量や規格を変更する場合の具体例】

例 1 体表面積 1.2m^2 の患者にエルプラット $85\text{mg}/\text{m}^2$ ($102\text{mg}/\text{body}$) を投与する場合

修正前 エルプラット 102mg でオーダー $70,284 \text{ 円}/\text{V} \times 2\text{V} \Rightarrow 140,568 \text{ 円}$

修正後 エルプラット 100mg でオーダー $70,284 \text{ 円}/\text{V} \times 1\text{V} \Rightarrow 70,284 \text{ 円}$

差額 70,284 円

例 2 体表面積 1.6m^2 の患者にアリムタ 800mg ($500\text{mg}/\text{m}^2$) を投与する場合

修正前 アリムタ 500mg 2V をオーダー $240,300 \text{ 円}/\text{V} \times 2\text{V} \Rightarrow 480,600 \text{ 円}$

修正後 アリムタ 500mg 1V と 100mg 3V をオーダー $240,300 \text{ 円}/\text{V} + 57,358 \text{ 円} \times 3\text{V} \Rightarrow 412,374 \text{ 円}$

差額 68,226 円

【薬剤師が抗がん剤の調整を実施するに至った経緯】

近年の勤務医不足は深刻な問題となっており、平成 22 年度の診療報酬改定において勤務医の負担を軽減するための対策が図られています。また、平成 22 年 4 月 30 日付の厚生労働省医政局通知では『薬剤師を活用することが可能な業務として「薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。」』が示されました。これを受けて院内で種々の検討が行われた結果、今回承認の運びとなりました。

今後は、少しでも医師の業務負担の軽減に努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜われますようお願い致します。

なお、本業務は 11 月 8 日(月)から開始いたします。ご不明な点につきましては、飯原大稔(PHS6963)、石原正志(PHS6962)、山内恵太(PHS7174)、山田紘嗣(PHS6992)までご連絡下さい。

院内承認レジメンよりオーダー入力された抗がん剤の用量を薬剤師が修正する際の運用について

①抗がん剤の用量もしくは規格の修正を行うことができる薬剤師の条件

- ・ 3 年以上のがんに関連した業務の経験を有しており、かつ専門資格(がん指導薬剤師がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師等)を取得した薬剤師あるいはそれに準ずる薬剤師とする。
- ・ 抗がん剤の修正を行う薬剤師は医療情報セキュリティ委員会へ申請を行い登録された者とする。
- ・ 担当薬剤師を変更あるいは追加する場合は、医療情報セキュリティ委員会へその都度申請を行う。

★今回承認された薬剤師

飯原大稔(PHS6963：日本病院薬剤師会がん専門薬剤師、日本医療学会がん指導薬剤師)
石原正志(PHS6962：日本病院薬剤師会がん薬物療法認定薬剤師)
山内恵太(PHS7174：外来化学療法室担当薬剤師)
山田紘嗣(PHS6992：注射薬調剤室責任者)

②薬剤師がオーダー修正を行える範囲

- ・ 院内承認され登録されたレジメンよりオーダーされたものであること。
- ・ 複数規格ある抗がん剤の組み合わせの変更であること。
- ・ 投与量の端数をカットする場合は、投与量の 5%以内で行うこと。ただし、臨床試験で厳密に投与量を設定する必要があるものは除く。

修正の対象となるのは、院内承認されかつ電子カルテに登録されたレジメンよりオーダーされたものです。現在、レジメン審査部会では継続的にレジメンの審査を実施していますので審査申請を是非行って下さい。また、安全性を確保するためにも、電子カルテに登録されたレジメンよりオーダーを行って下さい。

③薬剤師が修正を行う場合の具体的な対応

- ・ 変更を行う場合は、必ず他の薬剤師によるダブルチェックを行うこと。
- ・ 変更を行う場合は、原則として主治医へ連絡すること。ただし、連絡が取れない場合は、関係する同診療科の他の医師への連絡することでも可とする。
- ・ 変更を行った場合は、変更者が必ず電子カルテへ修正した内容を記録に残すこと。

原則として、処方医もしくは同科医師へ連絡した後に修正を行い、修正後、メッセージを入力しますので、カルテをご確認下さい。